

＜年金分割の割合を定める審判又は調停を申し立てる方へ＞

1 概要

離婚時年金分割制度における年金の按（あん）分割合（分割割合）について、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所に対して按（あん）分割合を定める審判又は調停の申立てをすることができます。ただし、離婚した日の翌日から起算して2年を経過した場合には、この申立てをすることはできません。

なお、離婚調停の申立てに伴って年金分割の割合について話し合いたい場合には、夫婦関係調整調停（離婚）の手續を利用してください。

審判の申立てがあると、裁判官が書面照会等により相手方の意見も聴いた上、按（あん）分割合を決定する審判を行います。

調停の申立てがあると、当事者双方に期日通知をして調停期日が開かれます。調停期日では、調停委員会が按（あん）分割合について話し合うための手續を進めます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手續が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

【以下、主に調停の申立て手續についてのご案内になります。】

2 申立てに必要な費用（郵便局で購入してください。）

- 収入印紙・・情報通知書1通につき1200円
- 連絡用の郵便切手・・予納郵便切手額等一覧表をご確認ください。

裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。

3 申立てに必要な書類

申立書2通

→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の3通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計2通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。

送達場所の届出書1通

進行に関する照会回答書1通

「年金分割のための情報通知書（離婚日の記載のあるもの）」（原本1通及び写し2通）

→ 情報通知書に相手方に知られたくない住所が記載されている場合は、住所の部分をマスキングして消した状態で写しを2通作成し、原本は「非開示希望申出書」と合綴して提出してください。

なお、住所を秘匿している場合は、住所の記載のない情報通知書を発行してもらうことが可能です。申請する年金事務所等の窓口にお問い合わせください。

→ 情報通知書は、離婚後（又は事実上の婚姻関係の解消後）に交付されたものを提出してください。

→ 情報通知書は、各年金制度及び年金分割の対象期間ごとに作成されます。年金の種類又は対象期間が複数ある場合には、それぞれについて情報通知書が必要です。**複数の年金制度への加入歴がある場合には、分割を求める年金制度ごとに情報通知書を入手してください。**

→ 情報通知書の請求手續については、年金事務所、各共済組合又は私学事業団の窓口にお問い合わせください。

4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

・調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

・年金分割の割合を定める調停事件は、当事者双方が婚姻中又は内縁関係中に得た財産の分与の一環として話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として写し2通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

* 上記提出方法は年金分割の割合を定める調停事件の取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

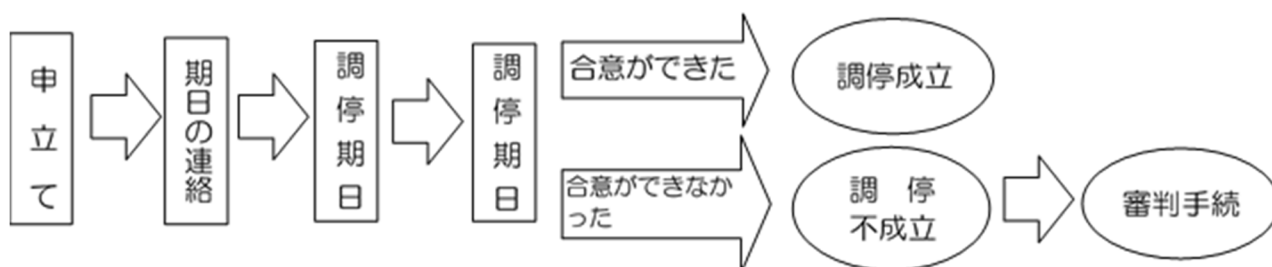
5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかったりした書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

6 調停の進め方について

- ・調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。
- ・調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。
- ・調停の流れは下図のとおりです。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。



7 年金分割の請求手続について

家庭裁判所の審判や調停で按分割合が定められた場合、実際に年金分割制度を利用するためには、一定の期限内に、当事者のいずれか一方から、年金事務所、各共済組合又は私学事業団の窓口において、年金分割の請求手続を行う必要があります。

家庭裁判所の審判や調停に基づき自動的に分割されるわけではありませんので、ご注意ください。

8 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。